

○宝塚市立看護専門学校条例

平成6年9月30日

条例第41号

注 平成14年3月29日条例第10号から条文注記入る。

(設置)

第1条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する看護師を養成するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、宝塚市立看護専門学校（以下「学校」という。）を設置する。

（平14条例10・一部改正）

(位置)

第2条 学校の位置は、宝塚市小浜4丁目5番5号とする。

(授業料等)

第3条 学校の受験料、入学金、授業料及び再試験料は、次のとおりとする。

- (1) 受験料 20,000円
- (2) 入学金 200,000円
- (3) 授業料 月額 40,000円
- (4) 再試験料 1回につき 2,000円

（平18条例46・平19条例31・平22条例40・令4条例33・令7条例35・一部改正）

(入学金又は授業料の減免)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入学金又は授業料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、学校の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定（授業料に係る部分は除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第3号の規定は、平成19年4月1日以後に入学し、又は転入学する者に係る授業料について適用し、同日前に在学する者に係る授業料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第3条第2号の規定は、平成20年4月1日以後に入学する者に係る入学金について適用し、同日前に入学する者に係る入学金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第3号の規定は、平成23年4月1日以後に入学する者に係る授業料について適用し、同日前に在学する者に係る授業料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定及び次項の規定は、令和5年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第2号の規定は、令和6年4月1日以後に入学する者に係る入学金について適用し、同日前に入学する者に係る入学金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第3号の規定は、令和6年4月1日以後に入学する者に係る授業料について適用し、同日前に在学する者に係る授業料については、なお従前の例による。

附 則（令和7年条例第35号）抄

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条、第2条（宝塚市環境衛生事務手数料条例第5条の改正規定（「300円」を「400円」に改める部分に限る。）に限る。）、第3条から第7条まで、第10条（宝塚市総合福祉センター条例第10条第1項第1号の改正規定に限る。）、第11条（宝塚市立老人福祉センター条例第9条第1号の改正規定に限る。）、第12条、第23条、第24条及び第27条の規定並びに次項から附則第10項まで及び第12項から第14項までの規定 令和8年10月1日

(宝塚市立看護専門学校条例の一部改正に伴う経過措置)

12 第23条の規定による改正後の宝塚市立看護専門学校条例第3条第4号の規定は、令和8年10月1日以後になされた再試験の申込みに係る再試験料について適用し、同日以前になされた再試験の申込みに係る再試験料については、なお従前の例による。